

## 令和7年度 滋賀県相談支援従事者現任研修

### = 受講者募集要項 =

#### 1. 目的

障害のある人への相談支援を実践している人に対し、その資質の向上を図り、かつ日常の相談支援業務の振り返りを行い、多職種連携、地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用等、地域デザインにおける相談支援のスキルを獲得することを目的とする。

#### 2. 受講対象者（受講要件）

受講者は、滋賀県内の指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の相談支援の実務経験がある者（※1、※2）で、研修の全日程（4日間）を受講することができる者。

なお、在宅の障害児者の事例を対象者の同意のもと、提出できる者に限る。

（提出する事例は、（イ）障害者総合支援法における介護給付および訓練等給付、（ロ）児童福祉法における障害児通所支援および（ハ）地域相談支援のいずれかを利用している事例に限る。）

※1「一定の実務経験」とは具体的には、次の（1）または（2）に該当するものを指す。

（1）初めて現任研修を受ける者

① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

（2）現任研修の受講が2回目以降の者（①または②）

① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

② 現に相談支援業務に従事していること

※2ここでいう「相談支援の実務経験」とは、次のことを指す。

（1）児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の業務

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援の業務

#### 【留意事項】

（ア）相談支援専門員の資格要件として5年に1回以上、現任研修の修了が必要となる。

（イ）これまでに現任研修を一度も修了していない者については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を一年目として5年以内に現任研修を修了してしなければ、相談支援専門員の資格は失効する。

現任研修受講イメージ(塗りつぶしで表示された部分が今年度の該当者)

| 初任者研修<br>修了年度 | 現任研修<br>1回目              | 現任研修<br>2回目              | 現任研修<br>3回目              | 現任研修<br>4回目      |
|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------|
| 平成19年度        | 平成20年度～<br>平成24年度        | 平成25年度～<br>平成29年度        | 平成30年度～<br>令和4年度         | 令和5年度～<br>令和9年度  |
| 平成20年度        | 平成21年度～<br>平成25年度        | 平成26年度～<br>平成30年度        | 令和元年度～<br>令和5年度          | 令和6年度～<br>令和10年度 |
| 平成21年度        | 平成22年度～<br>平成26年度        | 平成27年度～<br>令和元年度         | 令和2年度～<br>令和6年度          | 令和7年度～<br>令和11年度 |
| 平成22年度        | 平成23年度～<br>平成27年度        | 平成28年度～<br>令和2年度         | 令和3年度～<br>令和7年度<br>※最終年度 |                  |
| 平成23年度        | 平成24年度～<br>平成28年度        | 平成29年度～<br>令和3年度         | 令和4年度～<br>令和8年度          |                  |
| 平成24年度        | 平成25年度～<br>平成29年度        | 平成30年度～<br>令和4年度         | 令和5年度～<br>令和9年度          |                  |
| 平成25年度        | 平成26年度～<br>平成30年度        | 令和元年度～<br>令和5年度          | 令和6年度～<br>令和10年度         |                  |
| 平成26年度        | 平成27年度～<br>令和元年度         | 令和2年度～<br>令和6年度          | 令和7年度～<br>令和11年度         |                  |
| 平成27年度        | 平成28年度～<br>令和2年度         | 令和3年度～<br>令和7年度<br>※最終年度 |                          |                  |
| 平成28年度        | 平成29年度～<br>令和3年度         | 令和4年度～<br>令和8年度          |                          |                  |
| 平成29年度        | 平成30年度～<br>令和4年度         | 令和5年度～<br>令和9年度          |                          |                  |
| 平成30年度        | 令和元年度～<br>令和5年度          | 令和6年度～<br>令和10年度         |                          |                  |
| 令和元年度         | 令和2年度～<br>令和6年度          | 令和7年度～<br>令和11年度         |                          |                  |
| 令和2年度         | 令和3年度～<br>令和7年度<br>※最終年度 |                          |                          |                  |
| 令和3年度         | 令和4年度～<br>令和8年度          |                          |                          |                  |
| 令和4年度         | 令和5年度～<br>令和9年度          |                          |                          |                  |
| 令和5年度         | 令和6年度～<br>令和10年度         |                          |                          |                  |

※ 「年度」とは、各年4月1日～翌年3月31日までを指します。

例えば、令和6年度とは、令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日までのことを指します。研修修了証書には、必ず「修了証書発行日付」が記載されています。修了年度の記載はない場合もありますのでご注意ください。

### 3. 募集定員 70 名

過去5年以内に受講されたことのある人でも申し込み可能。ただし、受講希望者が定員を超えた場合は、未受講者および今年度が資格更新のための最終年度者を優先する。

### 4. 開催期間

以下の講義、演習の両方の受講が必要。

#### (1) 講義【共通】

令和7年10月2日(木)

#### (2) 演習【いずれかの日程のみ】

日程① 令和7年10月29日(水)、11月27日(木)、12月24日(水)

日程② 令和7年10月30日(木)、11月28日(金)、12月25日(木)

※上記日程①、②のいずれの日程になるかは受講決定時にお知らせします。

自己選択はできませんので、①、②のいずれの日程にも対応できるように準備してください。

### 5. 開催場所・方法

#### (1) 講義 参集型(集合型)により実施。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 令和7年10月2日(木) | 滋賀県庁東館 7 階大会議室 |
|--------------|----------------|

#### (2) 演習 参集型(集合型)により実施。

|     |               |                     |
|-----|---------------|---------------------|
| 日程① | 令和7年10月29日(水) | 滋賀県庁新館 7 階大会議室      |
|     | 11月27日(木)     | 滋賀県庁北新館5-B 会議室(5 階) |
|     | 12月24日(水)     | 草津商工会議所(キラリエ草津内)    |
| 日程② | 令和7年10月30日(木) | 滋賀県庁新館 7 階大会議室      |
|     | 11月28日(金)     | 滋賀県庁北新館5-B 会議室(5 階) |
|     | 12月25日(木)     | 草津商工会議所(キラリエ草津内)    |

### 6. 演習について

参集型(集合型)にて実施します。一グループあたり6人程度の受講生による構成(予定)とします。

### 7. 内容

本研修の内容は、別紙「令和7年度 滋賀県相談支援従事者現任研修日程表」のとおりです。但し、講師や会場の都合等により一部、日程等に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

## 8. 事前課題・インターバル実習について

事前課題、インターバル実習も研修修了要件の一つです。**指定した期日までに課題等の提出がない場合は、受講を取り消すことがあります。**このことをご理解のうえ、お申し込みください。

なお、事前課題およびインターバル実習は、研修期間中に講義や演習で学習したものを実践の場で施行し、知識や技術の定着を図ることを目的に行っていただきます。

事前課題は、研修1日目から2日目の間に実施し、インターバル実習は研修2日目から3日目の間と、研修3日目から4日目の間の2回、実施します。

事前課題やインターバル実習の詳細については研修時にお伝えしますが、実在するケース（実践例）の選定はご自身で行っていただくことになります。（2. 受講対象者の中で示している事例に限る）

## 9. 募集期間（申込期限）

以下の入力フォームでの回答と書類の提出の両方が必要となります。両方の手続きをもって申込手続き完了となりますので、いずれも期限までに手続きをお願いします。

### （1）入力フォームでの回答期限

**令和7年7月1日（火）午前10時～7月16日（水）午後5時まで**

- ※<sub>1</sub> 該当時間外に送信されたものは全て無効とします。
- ※<sub>2</sub> 該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。（「回答受付は終了しました」と表示されます。）
- ※<sub>3</sub> 入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール（入力内容のコピー）が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。（電話による申し込み確認はご遠慮いただきますようお願いいたします。）
- ※<sub>4</sub> 同一の受講希望者名で複数回送信された場合は、最新のもの（最後に送信したもの）で受け付けます。それ以外のものは無効としますので、ご注意ください。（入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、お手数ですが再度、正しい情報での手続きをお願いします。電話による問合せや修正依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。）

### （2）書類提出期限

**令和7年7月1日（火）～7月16日（水）【消印有効】**

- ※<sub>5</sub> 過去に受講修了している全ての相談支援従事者初任者研修および相談支援従事者現任研修の修了証書（コピー）の提出が必要です。
- ※<sub>6</sub> 書類送付は研修事務局までお願いします。
- ※<sub>7</sub> FAX、メール、メール便等、消印のないものは無効となります。その場合、受付できませんので、必ず郵便（郵送）にてお申し込みください。
- ※<sub>8</sub> 郵便（郵送）であっても消印のないもの（後納、別納）は受け付けできません。

## 10. 受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームより上記期間内にお申し込みください（書類の送付も期限内にお願いします）。

なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップのための申し込みはできませんので、ご了承ください。

### 【入力フォームの申し込みステップ】

(1) 下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む

(2) 入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。

(3) 入力内容を確認の上、送信する。

※各項目の説明をよくお読みの上、入力をお願いします。

(4) 送信完了。

※入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール（入力内容のコピー）が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。

(5) 過去に受講している相談支援従事者研修の修了証書のコピーを郵送する。

(6) 入力フォームの送信と修了証書のコピーの提出の両方をもって受講申し込み完了となる。

※電話による申し込み確認や入力内容の修正依頼等のご遠慮ください。

#### ■入力フォーム (URL)

<https://forms.gle/twYsWDs3gMKZjCFK7>

#### ■入力フォーム (QR コード)



※受講申し込みの際、相談支援従事者初任者研修の修了証書（コピー）および過去に受講している全ての現任研修修了証書（コピー）を必ず添付してください。

※募集期間を過ぎてのお申し込みは、いかなる理由があろうと受付できませんので、ご注意ください。

※提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。（こちらが求めている書類は提出しないでください。万が一提出された場合でも返却はしません。）

## 11. 受講者の選考・決定

受講決定は、先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定（不決定）通知書」にてお知らせします。通知書の発送は所属事業所宛に令和 7 年 8 月下旬頃を予定しております。（選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。）

電話やメール、FAX にて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはご遠慮ください。

## 12. 受講料 1,000 円

受講料は「受講決定通知書」に示す期日までに、必ずお振り込みください。振り込み先等は、受講決定者にお知らせいたします。

お振り込み後の返金は、いかなる場合もできませんので、ご了承ください。

なお、この他に別途テキスト代が必要となります。テキストは各自でご準備ください。

<受講料の請求書発行について>

令和5年10月1日以降の消費税インボイス制度導入にあたり、受講決定者のすべての方に対して受講料の請求書（登録番号記載のもの）を送付させていただきます。

## 13. 研修テキストの購入について

研修テキストとして、「改訂版障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編（中央法規出版）」を使用します。研修受講前までに各自でテキストの購入をお願いします。

なお、当協議会ではテキストの販売等を行っておりません。お手数ですが、ご入用の方はご自身でご準備ください。

## 14. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することはありません。

なお、研修中において受講者間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

## 15. 滋賀県外からの受講申込について

滋賀県外からの申し込みや受付できません。ただし、受講対象者（受講要件）を全て満たす場合は別途相談に応じます。その場合は、滋賀県障害福祉課（または事務局）の連絡および確認のうえ、お申し込みください。

## 16. 問い合わせ先

### (1) 受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係

TEL 077-528-3542(平日のみ:午前8時30分～午後5時15分)

### (2) 受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

TEL 0748-46-8007(平日のみ:午前9時00分～午後5時00分)

※研修運営等で事務所を不在にしていることもあります。

その他、申し込みにあたり特別な配慮が必要な場合は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係までメールにてご相談ください。

(企画・共生推進係) [ec0006@pref.shiga.lg.jp](mailto:ec0006@pref.shiga.lg.jp)

## 18. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2

TEL 0748-46-8007